監査結果の報告について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定例監査並びに同条第７項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和８年１０月２８日

山形市監査委員　山　川　稔　彦
同　　伊　藤　明　彦
同　　鈴　木　　進

記

１　定例監査

（１）監査の対象部課等　　財政部　財政課
福祉推進部　生活支援課

（２）監　査　の　期　間　　令和８年９月１４日から令和８年１０月２６日まで

（３）監　査　の　範　囲　　令和７年度の事務事業の執行状況

（４）監　査　の　結　果

部課等名	監査の結果
財政部 財政課	指摘する事項はなかった。
福祉推進部 生活支援課	指摘する事項はなかった。

（５）準　拠　基　準　　山形市監査基準

（６）監　査　の　着　眼　点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

（７）監　査　の　方　法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。

２　財政援助団体等監査

（１）監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
社会福祉法人山形市社会福祉事業団	福祉推進部 地域共生社会課 長寿支援課	出捐金 ３，０００，０００円 山形市社会福祉事業団運営費補助金 １９，５６２，４３５円

	障がい福祉課 こども未来部 こども家庭センター	山形市社会福祉事業団日中サービス支援型共同生活援助事業費補助金 ７，２６３，０００円 山形市指定管理者等人件費高騰対策緊急支援給付金(あたご荘) ４３０，０６５円 山形市指定管理者等人件費高騰対策緊急支援給付金(山形市特別養護老人ホーム菅沢荘) ９６２，１２４円 山形市指定管理者等人件費高騰対策緊急支援給付金(山形市菅沢デイサービスセンター) １２４，４９８円 山形市指定管理者等人件費高騰対策緊急支援給付金(まんさくの丘) ６２１，１６２円 山形市指定管理者等人件費高騰対策緊急支援給付金(山形学園) ５３４，７０７円 山形市養護老人ホームあたご荘指定管理料 ２２６，２２２，４８３円（利用料金制） 山形市特別養護老人ホーム菅沢荘指定管理料 ０円（利用料金制） 山形市菅沢デイサービスセンター指定管理料 ０円（利用料金制） まんさくの丘指定管理料 ４７，１０３，０２５円（利用料金制） 山形市児童養護施設山形学園指定管理料 １８３，７８７，１８４円

（２）監　査　の　期　間　　令和８年９月２日から令和８年１０月２６日まで

（３）監　査　の　範　囲

令和７年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

（４）監　査　の　結　果

団体及び所管部課等名	監査の結果
社会福祉法人山形市社会福祉事業団	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 １　協定等に基づく義務の履行において、次のようなものがあった。 規則に基づく義務の履行に関するもの ⑴　入所依頼書その他のあたご荘の管理上必要な書類の様式の承認を受けていないもの ・　あたご荘指定管理 協定に基づく義務の履行に関するもの ⑵　毎月の管理業務の状況について、介護保険サービスの利用者数及び利用料金の収入実績が記載されていないもの ・　あたご荘指定管理 ２　利用料金収入の取扱いにおいて、利用料金の収受に関する規程等が定められておらず、現金の取扱いに関し内部統制の仕組みが構築されていなかった。 ・　まんさくの丘指定管理 ・　山形市特別養護老人ホーム菅沢荘指定管理 ・　山形市菅沢デイサービスセンター指定管理 ・　あたご荘指定管理

福祉推進部 地域共生社会課 長寿支援課 障がい福祉課 こども未来部 こども家庭センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 １　山形市菅沢デイサービスセンターの指定管理者の指定において、指定管理者指定の申請の際に、市に提出された申請書類に不足(自主事業計画書)があるまま、山形市指定管理者選定評価審査委員会に審査を依頼し審査が行われ、指定管理者が決定されていた。（長寿支援課） ２　指定管理事務において、次のようなものがあった。 ⑴　条例に規定されている利用料金の全部又は一部の免除について、市の基準が定められていないもの（長寿支援課、障がい福祉課） ・　まんさくの丘指定管理 ・　山形市特別養護老人ホーム菅沢荘指定管理 ・　山形市菅沢デイサービスセンター指定管理 ・　あたご荘指定管理 ⑵　入所依頼書その他のあたご荘の管理上必要な書類の提出について指導を行っていないもの（長寿支援課） ・　あたご荘指定管理 ⑶　備品の寄附受領の手続きが行われていないもの（こども家庭センター） ・　パーソナルコンピューター（山形学園） ・　家庭用ゲーム機器（山形学園） ・　洗濯機３台（山形学園） ・　乾燥機３台（山形学園） ⑷　毎月の管理業務の状況について、介護保険サービスの利用者数及び利用料金の収入実績が記載されていないにもかかわらず、報告書を受理しているもの（長寿支援課） ・　あたご荘指定管理

（５）準　拠　基　準　　山形市監査基準

（６）監 査 の 着 眼 点

ア　団体（財政援助団体等）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ　所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

（７）監　査　の　方　法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。